

様式第2号（第8条関係）

川島町農業者支援対策事業補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、下記のとおり交付・不交付することに決定したので、川島町農業者支援対策事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件

- (1) 交付申請の内容を変更するときは、川島町農業者支援対策事業補助金交付申請変更届出書（様式第3号）を提出してください。
- (2) 農場の開設を中止するときは、川島町農業者支援対策事業補助金交付申請取下届出書（様式第4号）を提出してください。
- (3) 農場の開設工事が完了したときは、川島町農業者支援対策事業完了報告書（様式第5号）を提出してください。

3 不交付の場合の理由

教 示

1 異議申し立てについて

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川島町長に対して異議申し立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申し立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申し立てをした場合は、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、川島町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において川島町を代表する者は、川島町長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申し立てをした場合は、当該異議申し立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。